



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年3月11日火曜日 第2552号

## ◇ 目 次 ◇

保安林の指定.....(森林整備課)... 126

保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示.....( " )... 126

落札者等の告示.....(砂防課)... 127

土地改良区役員の就退任の届出.....(東予地方局農村整備課)... 127

道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....(東予地方局管理課)... 127

建設業者の許可の取消し.....(中予地方局管理課)... 128

道路の供用開始(県道久米垣生線).....( " )... 128

開発行為に関する工事の完了(2件).....(中予地方局建築指導課)... 128

指定道路の指定.....( " )... 129

土地改良区連合役員の就退任の届出.....(南予地方局農村整備課)... 129

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....(男女参画・県民協働課)... 129

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第269号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年3月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所  
四国中央市下川町字櫛推谷乙144の1、乙145の1、乙149の1、乙150、乙152の1、字大田西乙158の11

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字櫛推谷乙144の1・乙145の1・乙149の1・乙150・乙152の1・字大田西乙158の11(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第270号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成26年1月愛媛県告示第47号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年3月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
南宇和郡愛南町緑甲2072の1	大阪市此花区梅香二丁目8番9号 増田 喜三男	森林所有者
南宇和郡愛南町緑丙634	南宇和郡城辺町甲2063番地 佐藤 和彦	"
南宇和郡愛南町僧都541、542、559、730	大阪府豊中市寺内二丁目10番5の110号 新谷 究	"
南宇和郡愛南町僧都1990	東京都北区十条台一丁目5番70号 西村 康裕	"

- 2 保安林として指定された目的  
水源<sup>かん</sup>の涵養

#### 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第271号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県河川・砂防情報システム改修委託業務	愛媛県土木部河川港湾局砂防課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年 1月14日	株式会社東芝四国支社 香川県高松市寿町二丁目2番7号	55,650,000円	一般競争入札	平成25年11月29日

○愛媛県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市頼田川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 3月11日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	加 藤 和 敏	今治市朝倉上甲1096番地 3
"	金 光 好 春	今治市朝倉上甲605番地
"	越 智 國 忠	今治市朝倉上甲2810番地
"	武 田 忍	今治市朝倉上甲1543番地
"	越 智 友 雄	今治市朝倉上甲2052番地 4
"	井 出 保 男	今治市朝倉南甲153番地 1
"	菅 茂 樹	今治市朝倉南乙30番地
"	岡 貞 義	今治市朝倉北甲214番地
"	堀 川 光 義	今治市朝倉下甲476番地 2
"	白 石 浩 二	今治市朝倉下甲917番地 2
"	清 水 亘	今治市山口甲192番地
"	清 水 重 鬼	今治市古谷甲95番地 1
"	世 良 親 臣	今治市宮ヶ崎甲796番地
"	曾我部 壽 雄	今治市郷桜井 2 丁目 2 番11号
"	越 智 駿 郎	今治市登畑甲376番地
"	檜 垣 守	今治市古国分 1 丁目 9 番61号
"	月 原 正 佳	今治市桜井 2 丁目 5 番23号
"	三 谷 清	今治市長沢甲1084番地
"	青 野 岩 夫	今治市旦甲129番地
"	白 石 春 雄	今治市朝倉上甲276番地
監 事	越 智 正 二	今治市朝倉上甲978番地 1

"	井 出 誠 二	今治市朝倉北甲322番地 1
"	世 良 久 俊	今治市宮ヶ崎甲46番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 和 男	今治市朝倉上甲331番地 2
"	石 丸 俊 郎	今治市朝倉上甲1157番地
"	渡 邊 進	今治市朝倉上甲794番地 1
"	越 智 國 忠	今治市朝倉上甲2810番地
"	武 田 忍	今治市朝倉上甲1543番地
"	越 智 康 郎	今治市朝倉上甲2021番地 2
"	井 出 保 男	今治市朝倉南甲153番地 1
"	菅 茂 樹	今治市朝倉南乙30番地
"	岡 貞 義	今治市朝倉北甲214番地
"	金 光 國 明	今治市朝倉北甲458番地
"	白 石 浩 二	今治市朝倉下甲917番地 2
"	清 水 亘	今治市山口甲192番地
"	清 水 俊 光	今治市古谷甲761番地
"	世 良 親 臣	今治市宮ヶ崎甲796番地
"	曾我部 壽 雄	今治市郷桜井 2 丁目 2 番11号
"	越 智 駿 郎	今治市登畑甲376番地
"	檜 垣 守	今治市古国分 1 丁目 9 番61号
"	月 原 正 佳	今治市桜井 2 丁目 5 番23号
"	三 谷 清	今治市長沢甲1084番地
"	青 野 岩 夫	今治市旦甲129番地
監 事	越 智 桐 雄	今治市朝倉上甲598番地 1
"	堀 川 光 義	今治市朝倉下甲476番地 2
"	世 良 久 俊	今治市宮ヶ崎甲46番地 2

○愛媛県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番213から 同字乙555番170まで	旧	メートル 4.4 ~ 11.7	キロメートル 0.082	
			新	6.0 ~ 13.4	0.082	

"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番172から 同字乙555番214まで	旧	9.1~20.6	0.073	
			新	13.6~26.0	0.073	

○愛媛県告示第274号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般-24)第17118号	平成24年 12月26日	(株)フジクウテクノス	宮内 英夫	松山市東長戸2-8-4	平成26年 2月7日	電気工事業	建設業の廃止
(般-22)第15905号	平成23年 3月1日	(株)ワールドペイント	山本 憲次	伊予郡砥部町大南1410	平成26年 2月12日	塗装工事業	建設業の廃止
(般-23)第13421号	平成23年 6月17日	(株)ハンズ	永尾 克也	松山市祝谷4-9-25	平成26年 2月18日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般-24)第4623号	平成24年 5月10日	米田商事(株)	米田 巨樹	松山市空港通6-12-2	平成26年 2月26日	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
県 道	久米垣生線	松山市北井門四丁目346番2から 同市北井門四丁目353番7まで	平成26年 3月11日

○愛媛県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 3月11日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
25中局建（開）第52号 平成26年 2月27日	伊予市下吾川字南西原1596番1、1597番、1601番1、1601番3、1602番、 1603番、1604番5、1606番、1607番、1608番、1609番、1609番2	伊予市下吾川1604番地 大 西 賢 治 東 京 都 練 馬 区 関 町 北 五 丁 目 14 番 22 号 大 西 洋 作 伊 予 市 下 吾 川 1766 番 地 武 智 靖

○愛媛県告示第277号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 3月11日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
25中局建（開）第53号 平成26年 2月28日	伊予郡松前町大字西古泉字金子134番6	静岡県浜松市北区細江町中川888番地の39 木 山 親 子

## ○愛媛県告示第278号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年3月11日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成26年2月26日
- 3 指定道路の位置  
伊予郡砥部町重光86番4他
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 31.74メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

## ○愛媛県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水利地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年3月11日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 村 文 彦	八幡浜市向灘1207番地

---

公 告

---

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年2月24日	NPO法人 リバティール松山	村 上 光 夫	松山市北条辻573番地1	この法人は、地域社会に残るすべての差別の撤廃という理想を掲げ、人権尊重の理念を広く一般社会に普及させるため、人権教育・啓発事業並びに福祉事業を行うとともに、幅広い交流活動事業を行い、もって、よりよい市民社会の創造に寄与することを目的とする。